

議案第 38 号

取手市手数料条例の一部を改正する条例について

取手市手数料条例（平成 11 年条例第 23 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年 6 月 3 日提出

取手市長 藤 井 信 吾

提案理由

建築基準法の改正を踏まえ、建築物の興行場等及び特別興行場等への用途変更に係る許可申請その他の手続にかかる手数料を追加するため、本条例の一部を改正するものです。

取手市手数料条例の一部を改正する条例

取手市手数料条例（平成11年条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前（対応する改正後の欄はこの欄の次に記載）		
別表第1(第2条関係)		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
(1)から(38)まで（略）	（略）	（略）
(39) 建築基準法第6条第1項又は第18条第2項(同法第87条の2において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築設備の確認の申請等に対する審査	建築設備確認申請等手数料	1の建築設備につき、建築設備を設置する場合(確認済証の交付を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合を除く。)にあっては、18,000円、確認済証の交付を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合にあっては、9,000円
(40)から(42)まで（略）	（略）	（略）
(43) 建築基準法第7条第1項又は第18条第16項(同法第87条の2において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築設備の完了検査の申請等に対する審査	建築設備完了検査申請等手数料	1の建築設備につき 30,000円
(44)（略）	（略）	（略）
(45) 建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第24項第1号若しくは第2号(同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	120,000円

(46)から(54)まで (略)	(略)	(略)
(55) 建築基準法第48条第1項ただし書, 第2項ただし書, 第3項ただし書, 第4項ただし書, 第5項ただし書, 第6項ただし書, 第7項ただし書, 第8項ただし書, 第9項ただし書, 第10項ただし書, 第11項ただし書, 第12項ただし書, 第13項ただし書又は第14項ただし書(同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	用途地域における建築等許可申請手数料	180,000円
(56) (略)	(略)	(略)
(57) 建築基準法第52条第10項, 第11項又は第14項の規定に基づく建築物の <u>延べ面積の敷地面積に対する割合の特例許可申請手数料</u> の申請に対する審査	建築物の <u>延べ面積の敷地面積に対する割合の特例許可申請手数料</u>	160,000円
(58) 建築基準法第53条第5項第3号の規定に基づく <u>建築物の建築面積の敷地面積に対する割合に関する制限の適用除外に係る許可申請に対する審査</u>	建築物の <u>建築面積の敷地面積に対する割合に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料</u>	33,000円
(59)から(63)まで (略)	(略)	(略)
(64) 建築基準法第59条第1項第3号の規定に基づく <u>建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合, 建築面積の敷地面積に対する割合, 建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可の</u>	高度利用地区における建築物の <u>延べ面積の敷地面積に対する割合, 建築面積の敷地面積に対する割合, 建築面積又</u>	160,000円

申請に対する審査	は壁面の位置の特例許可申請手数料	
(65) (略)	(略)	(略)
(66) 建築基準法第 59 条の 2 第 1 項の規定に基づく建築物の <u>延べ面積の敷地面積に対する割合</u> 又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	敷地内に広い空地を有する建築物の <u>延べ面積の敷地面積に対する割合</u> 又は各部分の高さの特例許可申請手数料	160,000 円
(67) 建築基準法第 68 条の 3 第 1 項の規定に基づく建築物の <u>延べ面積の敷地面積に対する割合</u> 、同条第 2 項の規定に基づく建築物の <u>建築面積の敷地面積に対する割合</u> 又は同条第 3 項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	再開発等促進区又は沿道再開発等促進区の区域内の建築物の <u>延べ面積の敷地面積に対する割合</u> 、建築物の <u>建築面積の敷地面積に対する割合</u> 又は建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000 円
(68)及び(69) (略)	(略)	(略)
(70) 建築基準法第 68 条の 4 の規定に基づく建築物の <u>延べ面積の敷地面積に対する割合</u> に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	建築物の <u>延べ面積の敷地面積に対する割合</u> の最高限度を区域の特性に応じたものと公共施設の整備の状況に応じたものとに区分して定める地区計画等(都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 4 条第 9 項に規定する地区計画等	27,000 円

	をいう。以下同じ。)の区域内の建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	
(71)及び(72) (略)	(略)	(略)
(73) 建築基準法第68条の5の5第1項の規定に基づく建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合又は同条第2項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域内の建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合又は建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000円
(74) 建築基準法第68条の5の6の規定に基づく建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の特例の認定の申請に対する審査	地区計画等の区域内の建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の特例認定申請手数料	27,000円
(75) 建築基準法第68条の7第5項の規定に基づく建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合に関する特例の許可の申請に対する審査	予定道路に係る建築物の延べ面積の特例許可申請手数料	160,000円
(76)から(79)まで (略)	(略)	(略)
(80) 建築基準法第86条第3項の規定に基づく一の敷	一団地内に建築される1又は2	建築物の数が1又は2である場合にあっては238,000円、建築物の数が

地とみなすこと等による制限の緩和に係る建築物の特例の許可の申請に対する審査	以上の建築物の特例及び敷地内に広い空地を有する建築物の <u>延べ面積の敷地面積に対する割合</u> 又は建築物の各部分の高さに関する特例許可申請手数料	3以上である場合にあっては238,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
(81) 建築基準法第86条第4項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る建築物の特例の認定の申請に対する審査	既存建築物を前提として総合的に見地から設計した建築物の特例及び敷地内に広い空地を有する建築物の <u>延べ面積の敷地面積に対する割合</u> 又は建築物の各部分の高さに関する特例許可申請手数料	建築物(既存建築物を除く。以下この号において同じ。)の数が1である場合にあっては238,000円, 建築物の数が2以上である場合にあっては238,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
(82)から(84)まで (略)	(略)	(略)
(85) 建築基準法第86条の6第2項の規定に基づく建築物の <u>延べ面積の敷地面積に対する割合</u> , <u>建築面積の敷地面積に対する割合</u> , <u>外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査</u>	一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の <u>延べ面積の敷地面積に対する割合</u> , <u>建築面積の敷地面積に対する割合</u> , <u>外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料</u>	27,000円
(86)及び(87) (略)	(略)	(略)

(88) 建築基準法第86条の8第3項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の認定を受けた全体計画に関する変更の認定の申請に対する審査	既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の認定を受けた全体計画に関する変更認定申請手数料	27,000円
(89)から(125)まで (略)	(略)	(略)

改正後（対応する改正前の欄はこの欄の前に記載）

別表第1(第2条関係)

手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
(1)から(38)まで (略)	(略)	(略)
(39) 建築基準法第6条第1項又は第18条第2項(同法第87条の4において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築設備の確認の申請等に対する審査	建築設備確認申請等手数料	1の建築設備につき、建築設備を設置する場合(確認済証の交付を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合を除く。)にあっては、18,000円、確認済証の交付を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合にあっては、9,000円
(40)から(42)まで (略)	(略)	(略)
(43) 建築基準法第7条第1項又は第18条第16項(同法第87条の4において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築設備の完了検査の申請等に対する審査	建築設備完了検査申請等手数料	1の建築設備につき 30,000円
(44) (略)	(略)	(略)
(45) 建築基準法第7条の第1項第1号若しくは第2号又は第18条第24項第1	検査済証の交付を受ける前における建築物等の	120,000円

号若しくは第2号(同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	仮使用認定申請手数料	
(46)から(54)まで (略)	(略)	(略)
(55) 建築基準法第48条第1項ただし書, 第2項ただし書, 第3項ただし書, 第4項ただし書, 第5項ただし書, 第6項ただし書, 第7項ただし書, 第8項ただし書, 第9項ただし書, 第10項ただし書, 第11項ただし書, 第12項ただし書, 第13項ただし書又は第14項ただし書(同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	用途地域における建築等許可申請手数料	180,000円。ただし, 建築基準法第48条第16項第1号に該当する場合には120,000円, 同項第2号に該当する場合には140,000円
(56) (略)	(略)	(略)
(57) 建築基準法第52条第10項, 第11項又は第14項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の容積率の特例許可申請手数料	160,000円
(58) 建築基準法第53条第4項の規定に基づく建築物の建蔽率の特例許可の申請に対する審査	壁面線の指定がある場合等における建築物の建蔽率の特例許可申請手数料	33,000円
(59) 建築基準法第53条第5項の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申	壁面線の指定がある場合等における建築物の建蔽率に関する制	33,000円

請に対する審査	限の適用除外に係る許可申請手数料	
(60) 建築基準法第53条第6項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	公園等の内にある建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	33,000円
(61)から(65)まで (略)	(略)	(略)
(66) 建築基準法第59条第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率, 建蔽率, 建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	高度利用地区における建築物の容積率, 建蔽率, 建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料	160,000円
(67) (略)	(略)	(略)
(68) 建築基準法第59条の2第1項の規定に基づく建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料	160,000円
(69) 建築基準法第68条の3第1項の規定に基づく建築物の容積率, 同条第2項の規定に基づく建築物の建蔽率又は同条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	再開発等促進区又は沿道再開発等促進区の区域内の建築物の容積率, 建築物の建蔽率又は建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000円
(70)及び(71) (略)	(略)	(略)
(72) 建築基準法第68条の4の規定に基づく建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請	建築物の容積率の最高限度を区域の特性に応じたものと公共施	27,000円

に対する審査	設の整備の状況に応じたものとに区分して定める地区計画等(都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第9項に規定する地区計画等をいう。以下同じ。)の区域内の建築物の <u>容積率</u> に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	
(73)及び(74) (略)	(略)	(略)
(75) 建築基準法第68条の5の5第1項の規定に基づく建築物の <u>容積率</u> 又は同条第2項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域内の建築物の <u>容積率</u> 又は建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000円
(76) 建築基準法第68条の5の6の規定に基づく建築物の <u>建蔽率</u> の特例の認定の申請に対する審査	地区計画等の区域内の建築物の <u>建蔽率</u> の特例認定申請手数料	27,000円
(77) 建築基準法第68条の7第5項の規定に基づく建築物の <u>容積率</u> に関する特例の許可の申請に対する審査	予定道路に係る建築物の <u>容積率</u> の特例許可申請手数料	160,000円
(78)から(81)まで (略)	(略)	(略)

<p>(82) 建築基準法第86条第3項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る建築物の特例の許可の申請に対する審査</p>	<p>一団地内に建築される1又は2以上の建築物の特例及び敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は建築物の各部分の高さに関する特例許可申請手数料</p>	<p>建築物の数が1又は2である場合にあっては238,000円、建築物の数が3以上である場合にあっては238,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額</p>
<p>(83) 建築基準法第86条第4項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る建築物の特例の認定の申請に対する審査</p>	<p>既存建築物を前提として総合的見地から設計した建築物の特例及び敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は建築物の各部分の高さに関する特例許可申請手数料</p>	<p>建築物(既存建築物を除く。以下この号において同じ。)の数が1である場合にあっては238,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては238,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額</p>
<p>(84)から(86)まで (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(87) 建築基準法第86条の6第2項の規定に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査</p>	<p>一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料</p>	<p>27,000円</p>
<p>(88)及び(89) (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(90) 建築基準法第86条の8第3項(同法第87条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて</p>	<p>既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の認定を受けた全体計画に関</p>	<p>27,000円</p>

工事を行う場合の認定を受けた全体計画に関する変更の認定の申請に対する審査	する変更認定申請手数料	
(91) <u>建築基準法第87条の2第1項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途変更に伴う工事を行う場合の当該2以上の工事の全体計画に関する認定の申請に対する審査</u>	<u>既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途変更に伴う工事を行う場合の当該2以上の工事の全体計画に関する認定申請手数料</u>	<u>27,000円</u>
(92) <u>建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の興行場等への用途変更に係る許可の申請に対する審査</u>	<u>建築物の興行場等への用途変更に係る許可申請手数料</u>	<u>120,000円</u>
(93) <u>建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく1年を超える建築物の特別興行場等への用途変更に係る許可の申請に対する審査</u>	<u>1年を超える建築物の特別興行場等への用途変更に係る許可申請手数料</u>	<u>160,000円</u>
(94)から(130)まで (略)	(略)	(略)

付 則

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。